

会 議 録

会議の名称	第73回行田市都市計画審議会
開催日時	平成25年12月19日(木) 開会：午後2時 閉会：午後4時10分
開催場所	行田市産業文化会館 第2会議室
出席者(委員) 氏 名	大関守宏 朽木宏 大野久美子 小川雅以 田尻要 香川宏行 松本安夫 栗原二郎 高橋弘行 小林友明 大野康夫 新井清介 (名簿順・敬称略) ※幹事 小林都市整備部長 栗原都市計画課長
欠席者(委員) 氏 名	岩田譲啓 小倉敬翁 岩根忠 (敬称略)
事務局・担当課	都市計画課・加藤主幹 金子主査 横倉主任
会議内容	議 事 (1) 議第1号 行田都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について (2) 議第2号 行田都市計画「区域区分の変更」について 結 果 (1) 及び (2) について、案のとおり承認
会議資料	(資料名・概要等) ① 次第 ② 行田市都市計画審議会委員名簿 ③ 行田市都市計画審議会条例 ④ 行田市都市計画審議会会議傍聴要領 ⑤ 資料1 (議第1号変更決定図書) ⑥ 資料2 (議第2号変更決定図書) ⑦ 参考資料1 (議第1号新旧対照表) ⑧ 参考資料2 (議第1号説明資料) ⑨ 参考資料3 (まちづくり埼玉プラン)
その他必要 事 項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>・小川会長あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p>審議</p>
小川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・本日は、平成25年11月22日付け、行都第1093号にて行田市長より意見聴取のあった「議第1号 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び「議第2号 行田都市計画区域区分の変更」についてお諮りする。 ・議第1号及び議第2号については関連があることから、一括して議題とする。幹事に説明を求める。
栗原幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・本日意見聴取させていただき、議第1号「行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び議第2号「行田都市計画区域区分の変更」については、いずれも埼玉県都市計画であり、県から市への意見照会を受けて、本審議会へ意見聴取させていただきものである。内容は担当より説明させていただく。
事務局（横倉・金子）	<p>■ 資料を用いて説明</p>
小川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいま担当より説明があったが、意見や質問はあるか。
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の新旧対照表右側（旧）の「1. 区域区分」の備考欄に記載のある「市街化区域への編入 47ha」というのは、みなみ産業団地のことだと察するが、この地区の編入の年次はいつか。また、その編入後に、区域区分の変更が速やかにできなかったのか、今日まで待つ必要があったのか確認したい。
小林幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・みなみ産業団地の市街化編入は、平成16年4月に行っている。計画における目標は平成22年となっているが、これを踏まえて、結果として平成16年に市街化区域へ編入したもので、待っていたということではない。
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一点目の年次は理解した。二点目としてお聞きしたかったのは、

<p>栗原幹事 小林委員</p>	<p>平成16年に47haを編入して市街化区域面積1,160haという規模が確定したものと解釈しているが、その平成16年以降、この変更手続きができなかったのか、なぜ手続きをしないで今日までしているのか、理由があれば教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の整開保策定時に、みなみ産業団地は面積を算入している。 ・ 前回この47haを編入して、市街化区域面積が1,160haであるという確定がなされていると、その基準年次が平成17年ということか。だとすると、区分の変更という意味合いを理解できないのだが、そのあたりを説明いただきたい。
<p>事務局（金子）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2新旧対照表の旧については、記載がなくて分かりづらいが、基準年次は平成12年である。都市計画基礎調査が平成12年を基準として行われており、それに基づいて区域区分の規模を、平成22年を目標として位置付けている。よって、平成12年時点で市街化区域面積は1,113ha、平成22年の目標が1,160haということになる。今回の変更（案）では、平成27年度ということに残り2年だが、この期間内では区域区分を変更する予定はないことから、1,160haと同一の面積としているところである。
<p>小林委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流れは理解できた。しかし、平成17年以降、区域区分の変更は今日までできなかったのか。ここまで期間を経る必要があったのか、そのあたりをお聞きしたい。
<p>事務局（金子）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域の拡大については、工業団地の造成等、明確な目的を持たないと難しい。例えば圏央道の周辺自治体では、圏央道の沿線に工業団地等を造成する中で、区域区分を変更するような例も見受けられる。行田都市計画区域においては、今回はそこまで明確な、具体的な事業がなく、区域区分の変更はないというところであるが、都市計画マスタープランにも位置付けた産業系土地利用検討ゾーンなどの具体性が高まったときには、埼玉県と協議したうえで、整開保や区域区分を変更していくという形になる。今回は県内全ての都市計画区域において、権限

<p>新井委員</p>	<p>移譲等を受けて市町村の自主性を高めるという趣旨の変更であり、既に6地区は変更が完了しているが、行田都市計画区域を含む全区域が、来年2月開催予定の埼玉県都市計画審議会を経て、変更される予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の他の色々な会議等を見ていると、行田はいかにして人口を増やして発展させていくかということが主題になっていることが多いが、市の全体面積は決まっているわけで、その内訳として市街化区域が17%、市街化調整区域が83%という比率は変わらないのだから、この17%の中の人口密度を増やしていかなければならないと思う。また他にも、まちを元気にしようということで、企業誘致や観光振興など多方面で取り組んでいると思う。そのような中で総合的に考えていくと、例えば資料1において、平成17年の人口が8万8千人、平成27年の推計がおおむね8万7千人となっているが、現実には平成25年の時点で8万5千人であるわけで、せめて平成24年くらいの数値を載せるべきではないか。製造品出荷額の推計等を見ても、現実とは違ってきている。もっと現実的な資料を出して、現実はこのようで、だから今後はこういうことをするなど、現実を即した会議であってほしい。
<p>小川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この審議会で議論を行うにあたって、数字は生きて動いているものであるから、先月、先々月の数字を使用しろとまでは言わないが、平成17年の数値というのはあまりにも古いということを行っているのだと思う。行政にはいろいろと規則があると思われるが、これに関する決まりごとがあって、そのためにこの数字を使用しているなど、そのあたりの理由の説明をしてくれれば理解が進むと思う。
<p>小林幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整開保の基準年次が平成17年である理由については、平成17年に実施した国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所が平成20年に人口推計を出しており、この数値を用いている。例えばこの計画が2年～3年で見直しをするものであれば、もう少し現実に近づくとと思うが、整開保については長期的な計

<p>事務局（金子）</p>	<p>画ということでご理解いただきたい。なお、市の都市計画マスタープランも同様に長期の計画ではあるが、こちらについてはリーディングプロジェクトとして位置付けた5年ごとの目標等もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲等については、平成21年に内閣府に設置された地方主権戦略会議の中で、既に議論がなされている。このような動向を見定めた中での今回の見直しであるため、期間が空いているが、この地方分権によって市町村の自立性を高める内容にしたいということで、現在変更手続きを行っているものである。平成17年という基準年次が古過ぎるということについては、都市計画法第6条に位置付けられた都市計画基礎調査というものが、これは概ね5年に一度行うものであるが、平成17年の後は平成22年を基準とした調査を平成23年度に行っている。しかしながら、この調査を取りまとめて集計、解析等を行うには相当の期間を要するため、今回は間に合わなかったということで、その5年前である平成17年の数値を使用しているものである。
<p>新井委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県のデータとしてそれは分かるが、現実に行田市がどう対応するのかという部分で、例えば前回の審議会で議論した生産緑地にしても、当該地は既に造成が始まっているわけで、この審議会自体、古いものを扱っているという印象がある。現実には常に動いており、そういった点をもっと敏感に捉えてアクションをとって欲しいと思う。前回の会議で、市民一人当たりの公園面積が行田市は9㎡、埼玉県全体では6㎡という説明だったが、調べてみると埼玉県の数値が全国で43番目、下から数えた方が早いことが分かる。もっと公園を広げて、あるいは防災関係も併せて考えていかないと、県や近隣の市だけを見てやっていると、行田市が世間にクローズアップされないのではないか。
<p>小林幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画という計画の中では、公園に防災機能を位置付けているが、この整開保についてはあくまで大まかな方針であり、

	<p>抽象的な表現が多くなっているが、具体的なものについては、市の計画の中で活かしていきたい。</p>
朽木委員	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年の推計で人口が8万7千人となっているが、現実が具体的にどのくらいずれているのか、参考にお聞きしたい。
栗原幹事	<ul style="list-style-type: none"> 整開保では8万7千人だが、市が策定した都市計画マスタープランでは基準年次が平成22年と異なることから、約8万5千人で算定している。
朽木委員	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内人口はどうか。
栗原幹事	<ul style="list-style-type: none"> 手元に資料の用意がないので、後日提供させていただく。(平成22年度数値：53,343人)
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> 整開保については、大まかな方針であるというのは理解した。説明の一部で、市の都市計画マスタープランの話があったので関連してお聞きするが、リーディングプロジェクトの「5年で見えるまちづくり」とはどのような意味か。
事務局（金子）	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランも整開保と同様、基本的な方針を定めるものであるが、その他に施策についても多く位置付けたところである。それらの中でも、とりわけ重点的にスピード感をもって取り組む必要がある事業をリーディングプロジェクトとして位置付けたものであり、5年間の間にこれらの事業に取り組むことにより、行田のまちが変わっていくということを実感できるようなものとしたい。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> 5年間で優先的にということだが、5年間の年次計画のようなものは公表するのか。
事務局（金子）	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランについては、進行管理を行っており、関係課の課長級職員が参加して都市計画マスタープラン推進会議を立ち上げ、そこで進行管理や評価を行う。現在その計画の評価シートスケジュール等を作成しており、年度末、あるいは年度が明けてから、予算等の状況を見て再度修正し、進行管理シートとして、ホームページ等で公表したいと考えている。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> 先日の一般質問でも私がしたが、そのときはなかったかと思うが、予算等がある程度決まれば、発表はあると考えてよいのか。

小林幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問では部ごとの目標という話だったと思うが、都市計画マスタープランのリーディングプロジェクトについてはあくまで事業ごとの管理を行う予定であることから、事業ごとであれば公表する予定である。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・細かいことは予算書を見ないと分からないということか。
小林幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・予算書は大まかであるが、リーディングプロジェクトについては個々の事業について管理をするので、もう少し具体的に分かると思う。
香川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の整開保の告示から約9年が経過しているが、ここに書かれていることがどの程度進展したのか、その検証はどのようにしているのか確認したい。市街地で言えば「城下町の風情を活かした・・・」とされており、当然そうあるべきと思うが、行田駅周辺にしても南河原地域にしてもこの9年間で後退している部分もあると思う。権限移譲を踏まえてより大まかな方針とするという今回の変更の趣旨は分かるのだが、例えば現行計画のP5「主要用途の配置の方針」の中で、商業業務地として行田駅周辺、行田市駅周辺、東行田駅周辺についての方針が記載されており、その方向性は良いとして、また努力をしているのは分かるのだが、進捗としてはどうなのかと思う。下水道についても同様で、現行計画のP13に「市街地における雨水排除のため河川改修と整合を図りながら排水施設等の設備を図っていく」、「流域貯留浸透施設の配置等総合的な治水対策を図る」などの記述があり、これらについてもそれぞれ実施した部分もあるが、9年間の中で、その検証を踏まえたうえで今回方針を変更すると、そのような流れでなければおかしいわけで、その検証をどのように行って、今回の方針の変更に繋がっているのかを確認したい。
小林幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は整開保ということで、全県的に基本的な方針を定めるもので、個々の点については具体的なものではなく基本的な考え方を変更の中で定めるということなので、今回の変更にあたって進捗等についての話はない。しかし今回の変更は、様々な権

事務局（金子）	<p>限移譲を受けて、市が責任をもって取り組むということが大前提であり、整開保を受ける都市計画マスタープランに位置付けた事業でも、進捗が遅れているものはあるので、市の責任において、都市計画マスタープランを基に実施していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば下水道では、平成12年度末の普及率が46.4%となっているが、これが平成23年度末では54%となり、約8%ほど上がっている。整備水準の目標と、主要な施設の整備目標ということで、現在下水道課で、熊谷第5処理分区や元荒川第10処理分区に取り組んでいる。20年後を目指して、こういった認可を取りながら整備を進めているところである。
小川会長	<ul style="list-style-type: none"> 最初の変更スケジュールに関する説明の中で、事前に公述申出書の提出がなかったのが公聴会が中止となっており、他の都市計画区域でも同様に中止の例が多いとの説明だったが、これは市の広報が足りないのか、市民の関心が足りないのか、どうあるべきと考えているのか。
小林幹事	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法は強制力を伴う法律で、私権を制限することから、決定や変更の手続きは厳密に定めている。公聴会や縦覧は住民の意見を聴くための制度であり、本市においては市報や市ホームページで周知はしているが、それでも意見書の提出がなかったり、そもそも縦覧者がいないといった結果となっている。これでは何のために縦覧等の制度があるのかということになるので、現状でよいということではなく、今後努力していきたい。
小川会長	<p>採決</p> <ul style="list-style-type: none"> 他に質疑がなければ、本案件の「賛否」について伺う。 議第1号 行田都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び議第2号 行田都市計画「区域区分の変更」について、案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。 <p style="text-align: center;">（全員が挙手）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全員賛成により案のとおり承認と認める。両案件については、本日の審議を踏まえ、意見を付したうえで私から市長へ回答させていただく。本日の議事については、これで結審とさせてい

ただく。

審議終了

4 その他

- ・ 前回審議事項の告示予定、本日の議事録公表予定及び次回の会議開催時期（平成26年度上半期）について事務局より説明。

5 閉 会